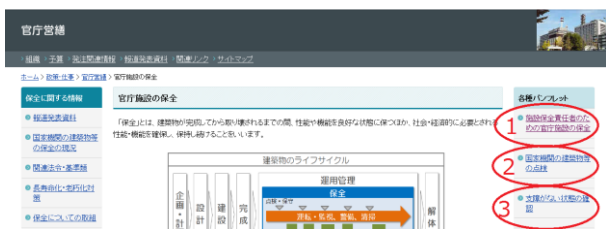


初めての施設保全責任者、保全担当者

(営繕部 保全指導・監督室)

この4月の勤務異動で初めて施設保全責任者、又は保全担当者になられた方へ保全に関する情報が詰まったパンフレット等が掲載されているURLをご紹介します。

国土交通省官庁営繕部の「官庁施設の保全」のHP画面です。



画面右側の1, 2, 3のバナーがそれぞれのパンフレットにリンクします。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000046.html

1 施設保全責任者のための官庁施設の保全

「官庁施設の保全」とは、官庁施設が完成してから解体されるまでの間、その性能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能水準を確保し、保持し続けるための取組です。

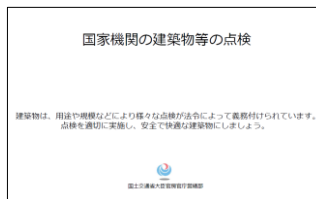
このパンフレットには保全全般について記載しています。



<http://www.mlit.go.jp/common/001227430.pdf>

2 国家機関の建築物等の点検

庁舎の維持管理に必要な点検一覧が記載されています。建築物は用途や規模などにより様々な点検が法令によって義務付けられています。点検を適切に実施し、安全で快適な建築物にしましょう。



<http://www.mlit.go.jp/common/001227427.pdf>

3 支障がない状態の確認

支障がない状態の確認の対象部位及び代表的な劣化に伴う支障の事例等を示しています。一般的な事務庁舎においては、このパンフレットを用いて、支障のない状態の確認ができます。



<http://www.mlit.go.jp/common/001227431.pdf>

施設保全責任者、又は保全担当者として良好な状態を保つよう庁舎の維持管理の参考にして下さい。

